

新旧对照表

現 行

(内装)

第17条の3 老人福祉施設等の用途に供する建築物は、居室（老人福祉施設等の用途に供する居室で、入所者が日常生活のために使用するものに限る。以下この章において同じ。）の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）並びにその居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

第27条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条第1号及び第2号、第14条第1項第2号、第17条第3項並びに第20条第2項の規定は、適用しない。

2 建築物で、当該建築物が政令第129条の2の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条、第10条、第12条第3号、第14条第1項第2号、第17条第3項、第20条第2項及び第24条第1号の規定は、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 (略)

2 法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物であつて、当該建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をするときにおいては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 (略)

改正案

(内装)

第17条の3 老人福祉施設等の用途に供する建築物は、居室（老人福祉施設等の用途に供する居室で、入所者が日常生活のために使用するものに限る。以下この章において同じ。）の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）並びにその居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

第27条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条第1号及び第2号、第14条第1項第2号、第17条第3項並びに第20条第2項の規定は、適用しない。

2 建築物で、当該建築物が政令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条、第10条、第12条第3号、第14条第1項第2号、第17条第3項、第20条第2項及び第24条第1号の規定は、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 (略)

2 法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物であって、次に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をするときにおいては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

(2) 建築物の2以上の部分の構造が政令第117条第2項第2号の規定により国土交通大臣が定める構造方法を用いるものである場合における当該部分

3 (略)